

基本目標Ⅴ 配偶者等からのあらゆる暴力の根絶

重点課題1 DV被害の早期発見と相談体制の整備・充実

【目標に対しての評価】 A・・・実施しており、成果をあげている B・・・実施しており、一定の成果をあげているが、課題も多い C・・・実施できなかった

施策の方向	具体的施策	施策対象者	担当課	平成30年度目標	評価	平成30年度実施内容(数値、改善点、方向性)	令和1年度目標	令和1年度機構改革による担当課
1.DV被害の早期発見の仕組みづくり	①市の各種窓口におけるDV被害者の気付きと相談支援窓口へのつなぎ	市民	市民課・福祉課・いきいき長寿課・健康課・こども課・学校教育課	(市民課) 引き続き関係各課とは連携を密にし、被害者の安全を確保するとともに、早急に対処できる的確な窓口を案内する。 (福祉課) 引き続き関係各課と連携を密にしながら業務を行う。 (いきいき長寿課) 関係各課と連携をとり相談を受けていく。DV相談の場合は担当課へ繋いでいく。 (健康課) 各種健診や健康相談時DVが疑われる情報をキャッチした場合、すばやく人権・男女共同推進室へ情報提供を行なう。また、支援が必要と判断した時は関係課と連携する。 (こども課) 継続実施する。 (学校教育課) 窓口手続きで心配な状況を把握した場合は、学校に連絡し適切な対応をお願いする。	A	(市民課) 窓口で相談や支援の申し出のあった被害者については、早急に関係各課に情報を提供し、他部署での情報の安全管理を喚起した。 (福祉課) 窓口対応で、相談者の言動等からDV被害を受け、支援が必要な者に気付いた場合、速やかに関係機関につなげるよう努めた。 今年度は対象案件はなかった。 (いきいき長寿課) 関係各課と連携をとり相談を受けた。 (健康課) 各種健診や健康相談時DVが疑われる情報をキャッチした場合、すばやく人権・男女共同推進室へ情報提供を行なう。また、支援が必要と判断した時は関係課と連携する。 (こども課) 子どもがいるDV被害者の場合、面前DVIによる児童虐待の疑いもあわせて対応することが多いが、被害女性に寄り添い早急に対応する必要があるため、子どものケアまで気が回らない状態である。 ・専門相談員の確保が必要であるが、職員も研修等によるスキルアップも必要である。 (学校教育課) 相談関係機関と連携し、対応に当たった。	(市民課)引き続き関係各課とは連携を密にし、被害者の安全を確保するとともに、早急に対処できる的確な窓口を案内する。 (福祉課) 引き続き関係各課と連携を密にしながら業務を行う。 (いきいき長寿課) 関係各課と連携をとり相談を受けていく。DV相談の場合は担当課へ繋いでいく。 (健康課) 各種健診や健康相談時DVが疑われる情報をキャッチした場合、すばやく人権・男女共同推進室へ情報提供を行なう。また、支援が必要と判断した時は関係課と連携する。 (こども課) 継続実施 (学校教育課) 窓口手続きで心配な状況を把握した場合は、学校に連絡し適切な対応をお願いする。	いきいき長寿課→いきいき健康課
			人権・男女共同推進室	・相談担当職員のスキルアップを図る。 ・窓口関係課の職員を対象にDV勉強会を継続実施する。 ・引き続き、女性電話相談の周知に努める。	B	・引き続き、市の施設及びスーパー等に女性電話相談のポスターを掲示し、情報提供カードを補充した。 ・窓口関係課の職員を対象に、DV勉強会を実施した。	・相談担当職員のスキルアップを図る。 ・窓口関係課の職員を対象にDV勉強会を継続実施する。 ・カード設置箇所を増やす等、引き続き、女性電話相談の周知に努める。	
	②関係機関との連携による早期発見に向けた仕組みづくり	市民	市民課・人権・男女共同推進室・福祉課・いきいき長寿課・健康課・こども課	(市民課) 窓口での応対で気になることや異変を見逃さず、必要がある場合は直ちに関係機関と連絡を取るとともに、支援措置の申出があった場合は早急に対処する。 (人権・男女共同推進室) ・橋本市要保護児童対策地域協議会をとおして、関係機関との連携作りをする。 (福祉課) 引き続き関係各課と情報共有をしながら業務を行う。 (いきいき長寿課) 高齢者虐待(疑い)の相談の中でもDV防止法を用いた対応の検討が必要な場合もあるため今後も知識を深めていくように努める。 (健康課) 普段から医療機関とは連携を密にとるよう努める。 (こども課) 継続実施する。	A	(市民課) 関係機関と連携をとり、支援措置を実施している。 (人権・男女共同推進室) ・市内施設やスーパー等に女性電話相談のポスターの掲示、情報提供カードを設置した。(市内18施設、104箇所) ・窓口関係課の職員を対象に、DV勉強会を実施した (福祉課) DV被害者の早期発見に向け、関係課との情報共有を行う。 (いきいき長寿課) 庁内DV連携会議にいきいき健康課 (健康課) 普段から医療機関とは連携を密にとる。 (こども課) 関係機関や他課でDV被害者の相談を受けた場合、情報共有を図り、早期対応に努めている。	(市民課) 窓口での応対で気になることや異変を見逃さず、必要がある場合は直ちに関係機関と連絡を取るとともに、支援措置の申出があった場合は早急に対処する。 (人権・男女共同推進室) 関係各課との連携を作っていく。 (福祉課) 引き続き関係各課と情報共有をしながら業務を行う。 (いきいき長寿課) 高齢者虐待(疑い)の相談の中でもDV防止法を用いた対応の検討が必要な場合もあるため今後も知識を深めていくように努める。 (健康課) 普段から医療機関とは連携を密にとる。 (こども課) 継続実施	こども課→子育て世代包括支援センター いきいき長寿課→いきいき健康課
			人権・男女共同推進室	・ホームページの掲載内容の見直しをし、相談窓口等を明確にする。 ・学校を通し、生徒にデートDVの相談窓口を周知する。	B	・イベント会場での啓発、DV相談窓口情報提供カードのケースに当室名掲載、またDV防止ポスターの貼り付けをした。 ・デートDV啓発授業の際、生徒に相談窓口の記載された資料を配布した。	・ホームページの掲載内容の見直しをし、相談窓口等を明確にする。 ・学校のデートDV啓発授業時に資料として相談窓口の一覧を配布する。	
	③DV相談窓口の周知	市民	生涯学習課	「家庭教育情報誌げんきつこfamily」への掲載の検討他、家庭訪問部での親支援等でケースにより適切な相談窓口を伝えられるよう意識付けをする。	B	ヘステアの家訪問部での親支援等でケースにより適切な相談窓口を伝えられるよう意識付けをした	家庭訪問部での親支援等でケースにより適切な相談窓口を伝えられるよう意識付けをする。	
	2.DV被害者の相談体制の整備・充実	①DV被害者の相談窓口の整備・充実	市民	人権・男女共同推進室	・相談員のスキルアップを図る。 ・ホームページの掲載内容の見直しを行い、相談窓口を分かりやすくする。	B	・女性電話相談を常設し、悩みを抱える女性の相談に対応した。 (相談件数:87件) ・相談員のスキルアップのため、事例検討会を実施した。(12回)	・相談員のスキルアップを図る。
市民				人権・男女共同推進室・こども課	(人権・男女共同推進室) ・相談者のニーズに応じた対応ができるよう、和歌山県子ども・女性・障害者相談センター、橋本保健所等との連携に努める。 (こども課) 継続実施	B	(人権・男女共同推進室) 橋本市要保護児童対策協議会との連携を行った。 ・相談者のニーズに応じ、関係課と連携し、手続き等について支援を行った。 (こども課) 要対協労務者会議の中で、関係機関が情報共有し、早期発見早期対応に努めた。	(人権・男女共同推進室) ・相談者のニーズに応じた対応が出来るよう、和歌山県子ども・女性・障害者相談センター、橋本保健所との連携に努める。 (こども課) 継続実施
市民職員		人権・男女共同推進室・こども課	(人権・男女共同推進室) ・窓口業務担当課を対象に市民課の支援措置説明会とあわせ、DV勉強会を開催する。 (こども課) 公的な支援機関への研修機会を実施する。	B	(人権・男女共同推進室) 窓口業務担当課を対象に市民化の支援措置説明会とあわせ、DV勉強会を開催した。 (こども課) 要対協労務局員が児童虐待に関する研修会に参加した。	(人権・男女共同推進室) ・窓口業務担当課を対象に市民化の支援措置説明会とあわせ、DV勉強会を開催する。 (こども課) 公的な支援機関への研修機会を実施する。	こども課→子育て世代包括支援センター	

重点課題2 DV被害者への支援体制の整備

施策の方向	具体的施策	施策対象者	担当課	平成30年度目標	評価	平成30年度実施内容(数値、改善点、方向性)	令和1年度目標	令和1年度機構改革による担当課
1.DV被害者の安全確保	①被害者の安全確保(警察や和歌山県子ども・女性・障害者相談センター、橋本保健所)	DV被害者	市民課・保険年金課・介護保険課・福祉課・いきいき長寿課・健康課・こども課・学校教育課・事務課・納税課・建築住宅課・水道経営室・選挙管理委員会・農林振興課・市街地整備課・債権回収対策室	<p>(市民課) 引き続き、支援措置の申出のあった者の安全確保のため関係各課と連携を密にするとともに、住民票等の交付は細心の注意を払い対処する。 (保険年金課) DV窓口対応マニュアル、支援措置研修会等の実施。 関係各課との業務連携。 クラウドの住民情報更新作業。 支援対象者の医療費通知の抜取。被保険者証更新時の送付先確認。 要支援者の医療保険への加入支援。 (介護保険課) 引き続き、DV支援措置対象者に関する情報提供があった段階で速やかにシステム入力を行うとともに課内での情報共有を図る。 また、研修会等が開催された際は参加する。 (福祉課) 引き続き関係各課等と連携を密にしながら業務に取り組む。 (いきいき長寿課) 支援措置対象者名簿はシステム入力し、相談を受けた際に分かりやすい工夫をしているので慎重に対応する。 (健康課) 市民課から「DV等被害者保護のための支援措置対象者名簿」を職員間で共有し、DV窓口対応マニュアルにより、職員の意識付けを行っている。 (こども課) 児童福祉を第一に考えながら、DV被害者が安心・安全に生活できるように、課内や関係機関窓口へ繋いでいく。 (学校教育課) 関係機関、関係各課、各学校と連携し対応していく。 (税務課) 引き続きシステムを管理し、また、窓口や電話対応についても徹底していく。 (水道経営室) (納税課) 継続実施する (建築住宅課) 対象者に対する適切な対応 (下水道課) 引き続き、支援対象者に対する取り扱いについて厳格に対応していく。 (水道経営室) 引き続きシステムへの登録を実施する。 (選挙管理委員会) 引き続き、必要とされる支援内容を踏まえ、選挙人名簿の適正な取り扱いを行う。 (農林振興課) 引き続き、農家台帳との照合を行い、援対象者の情報が他に漏れることのないよう配慮する。 (市街地整備課) 今後被害者の安全確保にかかわる業務がないため特になし (債権回収対策室) 移管案件につき対象者がいる場合、職員間での情報共有を行う。</p>		<p>(市民課) 支援措置の申出のあった者に係る住民票等の交付制限を行った。 また、関係各課に支援措置の申出のあった者に関する情報提供を行い、連携をとった。 (保健年金課) 関係各課での業務連携及び相談事業の実施。 クラウド化により住民情報が共有できている。 支援対象者の医療費通知の抜取。 被保険者証更新時の送付先確認。 (介護保険課) DV支援措置対象者名簿が更新された段階で速やかに当該対象者に関する情報をシステムに入力するとともに、名簿の供覧を課内で行い情報共有を図った。 (福祉課) 支援措置対象者の情報をシステムに入力し、職員間で情報共有した。 窓口対応や通知等送付の際には最新の注意を払った。 今年度は対象案件はなかった (いきいき長寿課) 支援措置対象者名簿はシステム入力し、相談を受けた際に分かりやすくするための工夫をした。ケース会議を迅速に開催し、対応方法検討や情報共有に努めた。 (健康課) 市民課から「DV等被害者保護のための支援措置対象者名簿」を職員間で共有し、DV窓口対応マニュアルにより、職員の意識付けを行っている。 被害者の安全が第一なので、子どもがいる場合は児童相談所と協議の上、保護の必要性等を確認する場合もある。危険があると判断した場合、緊急一時避難所や母子生活支援施設等につないだ。法的手続きが必要な場合は無料法律相談の利用にもつないだ。 (学校教育課) 内では支援措置対象者をファイル保管し、関係各課や学校と連携し、情報を共有し対応することができた。 B DV被害者への対応について、再度周知徹底を行った。 常に一人では対応せず、相談しながら対応することとしている。 (建築住宅課) 対象者情報を職員間で共有した (下水道課) 前年度と同様、支援対象者リストに注意し、通知書等を渡す際に注意した。 (水道経営室) 関係課からの支援措置対象者に関する情報を水道料金システムに登録し、職員全体で情報を共有し対応している。 (選挙管理委員会) 閲覧用の選挙人名簿における支援対象者の住所・氏名等のマスクングを実施した。 (農林振興課(農業委員会)) ・支援対象者の情報提供があった場合、農家台帳と照合し、該当があった場合は、支援対象者の情報が他に漏れることのないよう配慮した。 農家台帳には支援対象者の氏名は該当がなかった。 (まちづくり課) 該当なし</p>	<p>(市民課) 引き続き、支援措置の申出のあった者の安全確保のため関係各課と連携を密にするとともに、住民票等の交付は細心の注意を払い対処する。 (保健年金課) DV窓口対応マニュアル、支援措置研修会等の実施。 関係各課との業務連携。 クラウドの住民情報更新作業。 支援対象者の医療費通知の抜取。被保険者証更新時の送付先確認。 要支援者の医療保険への加入支援。 (介護保険課) 引き続き、DV支援措置対象者に関する情報提供があった段階で速やかにシステム入力を行うとともに課内での情報共有を図る。 また、研修会等が開催された際は参加する。 (福祉課) 引き続き関係各課等と連携を密にしながら業務に取り組む。 (いきいき長寿課) 支援措置対象者名簿はシステム入力し、相談を受けた際に分かりやすい工夫をしているので慎重に対応する。 (健康課) 市民課から「DV等被害者保護のための支援措置対象者名簿」を職員間で共有し、DV窓口対応マニュアルにより、職員の意識付けを行っている。 (こども課) 児童福祉を第一に考えながら、DV被害者が安心・安全に生活できるように、課内や関係機関窓口へ繋いでいく。 関係機関、関係各課、各学校と連携し対応していく。 (税務課) 引き続きシステムを管理し、また、窓口や電話対応についても徹底していく。 (建築住宅課) 対象者に対する適切な対応 (下水道課) 引き続き、支援対象者に対する取り扱いについて厳格に対応していく。 (水道経営室) 引き続きシステムへの登録を実施する。 (選挙管理委員会) 引き続き、必要とされる支援内容を踏まえ、選挙人名簿の適正な取り扱いを行う。 (農林振興課) 引き続き、農家台帳との照合を行い、援対象者の情報が他に漏れることのないよう配慮する。 (まちづくり課) 該当なし</p>	<p>こども課→子育て世代包括支援センター いきいき長寿課→いきいき健康課</p>
				②緊急一時避難所(シェルター)との連携(警察や和歌山県子ども・女性・障害者相談センター、橋本保健所)	DV被害者	人権・男女共同推進室・こども課	<p>(人権・男女共同推進室) 橋本保健所と連携し、被害者の安全をまもる。 (こども課) 児童福祉を第一に考えながら、DV被害者が安心・安全に生活できるように、課内や関係機関窓口へ繋いでいく。</p>	B

施策の方向	具体的施策	施策対象者	担当課	評価	平成30年度実施内容(数値、改善点、方向性)	令和1年度目標	令和1年度機構改革による担当課	
2.DV被害者への自立支援	①被害者の自立に向けた情報提供と相談支援	DV被害者	子ども課・人権・男女共同推進室	B	(人権・男女共同推進室) ・関係課との連携を図り、被害者の自立に必要な制度の情報提供に努めた。 ・昨年より女性電話相談を開設し、悩みを抱える女性の相談に対応した。(相談件数:87件) (子ども課) ・被害者本人の安全確保と自立に向けた保護・支援のため、母子生活支援施設等につないたり、法的手続が必要な場合、無料法律相談等につないだ。 ・被害者が離婚を考えている場合等は、ひとり親家庭の支援制度の情報提供を行った。	(人権・男女共同推進室) ・引き続き女性電話相談を実施する。 ・関係課との連携により、被害者の自立に必要な制度等の情報提供に努める。 (子ども課) 児童福祉を第一に考えながら、DV被害者が安心・安全に生活できるように、課内や関係機関窓口へ繋いでいく。	子ども課→子育て世代包括支援センター	
	②DV被害者のこころのケア	DV被害者	子ども課・人権・男女共同推進室	B	(人権・男女共同推進室) ・被害者の庁内手続き等市民課と連携して度々同じ事を説明する必要が無いように配慮した。 (子ども課) 要保護児童対策地域協議会調整機関担当者がDV担当者となり、面前DVIによる、子の心理的虐待への対応や、継続的な面談等を行った。 また、カウンセリング等を受けられる機関の情報提供も行った。	(人権・男女共同推進室) ・支援措置を受けた被害者の庁内手続き等、担当課と連携をする。 (子ども課) 児童福祉を第一に考えながら、DV被害者が安心・安全に生活できるように、課内や関係機関窓口へ繋いでいく。	子ども課→子育て世代包括支援センター	
	③子どもの保護のための体制整備	DV被害者	子ども課	A	和歌山県子ども・障がい者相談センターとの連携を強化し、子供の保護に向けて対応できるように努める。	和歌山県子ども・女性・障がい者相談センターとの連携を強化し、子どもの保護にむけて迅速対応できるように努めた。	子ども課→子育て世代包括支援センター	
	④DV被害者の市営住宅優先入居の体制整備	DV被害者	建築住宅課	A	入居募集時における優先入居体制の整備(優先枠を設ける)	入居募集時における優先入居体制の整備(優先枠を設ける)	入居募集時における優先入居体制の整備(優先枠を設ける)	
	⑤被害者の自立を支援するための団体の育成・支援	団体	人権・男女共同推進室	B	・女性支援活動団体と連携し、DVIに関する啓発や被害者支援等に努める。 ・団体に各種講座や研修会等の案内をし、スキルアップに努める。	・市内中学校におけるデートDV啓発授業を団体構成メンバーが講師となり、行った。 ・団体による啓発活動や、研修会参加により、スキルアップに努めた。	・女性支援活動団体と連携し、DVIに関する啓発や被害者支援に努める。 ・団体に各種講座や研修会等の案内をし、スキルアップに努める。	
3.DV被害者からの苦情への適切な対応	①相談・支援に関する苦情への適切な対応	DV被害者	子ども課・人権・男女共同推進室	B	(人権・男女共同推進室) ・二次被害を与えないよう、関係各課と連携し情報の共有を図る。 (子ども課) 苦情対応の研修会があれば積極的に参加する。	(人権・男女共同推進室) ・二次被害を与えないよう、関係各課と連携し情報の共有を図る。 (子ども課) 苦情対応の研修会があれば積極的に参加する。	子ども課→子育て世代包括支援センター	

重点課題3 DV根絶に向けた啓発と防止の推進

施策の方向	具体的施策	施策対象者	担当課	評価	平成30年度実施内容(数値、改善点、方向性)	令和1年度目標	令和1年度機構改革による担当課
1.DV根絶に向けた啓発・教育	①DV防止の理解を深めるための啓発と教育	市民	人権・男女共同推進室	B	・イベント会場での啓発を実施する。 ・人権七タリボン啓発(レッドリボン、オレンジリボン、ピンクリボン、パープルリボン)、市イベントでの街頭啓発(H30年度2回)を実施した。 ・女性支援団体との連携により、イベント会場においてDV啓発を実施した。	・引き続きイベント会場での啓発を行っていく。	
			生涯学習課	B	家庭でのよりよい関係をきずくため、地域支援者養成講座、子育てセミナーを開催する。	DVIに特化した講座ではないが、よりよい人間関係をきずくこと目的として地域支援者養成講座を開催した。	家庭でのよりよい関係をきずくため、地域支援者養成講座や子育て講座を開催する。
	②デートDVIに関する啓発	市民 中学生・高校生	人権・男女共同推進室	B	中学校におけるデートDVの啓発授業の実施校を増やす。	・H29年に引き続き、市内中学校でデートDVの啓発授業を行った。H30年度は市と女性支援活動団体で内容を検討し、研修を行い講師を団体のメンバーが担当した。	今年度は新たに1校実施の希望があり、市内2校で実施する。